

旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年5月21日

旭川市長 今津 寛介

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階

旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当

電話 0166-25-5350

FAX 0166-26-7654

E-mail kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務

### (2) 業務内容

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に向けたゾーニングをはじめとする各種調査・検討業務

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

## 3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。なお、本プロポーザルは、共同企業体の参加も認めるものとする。

### (1) 単独参加の場合

単独参加の場合、次の要件を全て満たしていること。

① 旭川市の競争入札参加資格を有していること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

イ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの

ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近1事業年度分

エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※3か月以内のもの

- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間内において、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した同種業務（地方公共団体における促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた環境と経済の好循環の実現に資する情報収集や自然環境等調査、マップ作成等））に関し、実績を有する者であること。

#### (2) 共同企業体の場合

共同企業体の場合、2者以上による自主結成として、出資比率が最大の者を代表者とし、代表者及び代表者以外の構成員は、次の要件を満たしていること。

- ① 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
- ② 代表者については、上記の(1)の①から⑤までにおいて定める要件を全て満たしていること。
- ③ 代表者以外の構成員については、上記の(1)の①から④までにおいて定める要件を全て満たしていること。

#### 4 実施要領の交付期間及び方法

旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和7年5月21日から令和7年6月10日まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市環境部環境総務課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/510/513/>

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年6月10日(火)午後5時15分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送により提出すること。

いずれも必着とし、提出期限において未達のものは受け付けない。

## (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

## (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請され、辞退しない者は、次のとおり企画提案書を提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年6月23日(月)午後5時15分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送により提出すること。

いずれも必着とし、期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受託候補者の特定

旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

業務完了後の一括払とする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領による。